

令和5事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和6年11月

東京国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 消費税の還付申告者に対する調査状況
- 6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 選定にAIを活用するなど、効率的に調査を行った結果、申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額の総額は高水準
 - ・ 「実地調査」の件数、非違件数、追徴税額の総額及び1件当たりの追徴税額は増加
 - ・ 「簡易な接触」の申告漏れ所得金額の総額及び1件当たりの申告漏れ所得金額は増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、16万3千件（前事務年度18万1千件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は7万6千件（同9万4千件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、1万5百件（同9千8百件）。うち、特別調査・一般調査が9千件（同8千4百件）、着眼調査が1千5百件（同1千4百件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、15万2千件（同17万2千件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、2,954億円（同2,903億円）と過去最高となっています。
 - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、1,805億円（同1,873億円）。うち特別調査・一般調査によるものは1,656億円（同1,741億円）、着眼調査によるものは148億円（同132億円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、1,150億円（同1,030億円）となっています。

(3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、491億円（同510億円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、370億円（同319億円）。うち特別調査・一般調査によるものは351億円（同307億円）、着眼調査によるものは19億円（同12億円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、350万円（同326万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、122億円（同191億円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

区分 項目		実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	件	8,383		1,407		9,790		171,501		181,291		
		9,018	107.6%	1,534	109.0%	10,552	107.8%	152,279	88.8%	162,831	89.8%	
申告漏れ等の 非違件数	件	7,381		1,068		8,449		85,314		93,763		
		8,011	108.5%	1,236	115.7%	9,247	109.4%	67,147	78.7%	76,394	81.5%	
申告漏れ 所得金額	億円	1,741		132		1,873		1,030		2,903		
		1,656	95.1%	148	112.1%	1,805	96.4%	1,150	111.7%	2,954	101.8%	
追徴税額	本税	億円	259		11		269		188		458	
			297	114.7%	17	154.5%	313	116.4%	119	63.3%	433	94.5%
	加算税	億円	48		1		50		2		52	
			54	112.5%	2	200.0%	56	112.0%	2	100.0%	59	113.5%
計	億円	307		12		319		191		510		
		351	114.3%	19	158.3%	370	116.0%	122	63.9%	491	96.3%	
一件当たり	申告漏れ 所得金額	万円	2,077		940		1,913		60		160	
			1,837	88.4%	966	102.8%	1,710	89.4%	75	125.0%	181	113.1%
	本税	万円	309		76		275		11		25	
			329	106.5%	109	143.4%	297	108.0%	8	72.7%	27	108.0%
加算税	万円	58		11		51		0.1		3		
		60	103.4%	15	136.4%	53	103.9%	0.2	200.0%	4	133.3%	
計	万円	366		86		326		11		28		
		389	106.3%	124	144.2%	350	107.4%	8	72.7%	30	107.1%	

- (注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
 2 上段は、前事務年度の計数である。
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
 4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。
 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

(参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、6千2百件（前事務年度6千6百件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、4千9百件（同5千1百件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、704億円（同651億円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

事務年度等 項目	4事務年度	5事務年度	対前年比
①	件	件	%
調査等件数	6,645	6,174	92.9
土地建物等	4,897	4,629	94.5
株式等	1,748	1,545	88.4
②	件	件	%
申告漏れ等の 非違件数	5,061	4,895	96.7
土地建物等	3,546	3,538	99.8
株式等	1,515	1,357	89.6
③	%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)	76.2	79.3	3.1
土地建物等	72.4	76.4	4.0
株式等	86.7	87.8	1.2
④	億円	億円	%
申告漏れ所得金額	651	704	108.1
土地建物等	436	505	115.7
株式等	215	200	92.7
⑤	万円	万円	%
1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	980	1,141	116.4
土地建物等	890	1,090	122.4
株式等	1,232	1,292	104.9

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と前年対比等が一致しない場合もある。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

○ 消費税についても調査等合計の追徴税額の総額は増加

- ・ 「実地調査」の件数、非違件数、追徴税額の総額及び1件当たりの追徴税額は増加
- ・ 「簡易な接触」の件数、非違件数、追徴税額の総額は高水準

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、2万4千件（前事務年度2万6千件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は1万5千件（同1万6千件）となっています。
 - ✓ 実地調査の件数は、4千6百件（同4千件）。うち、特別調査・一般調査が4千件（同3千5百件）、着眼調査が5百件（同5百件）となっています。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、2万件（同2万1千件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、101億円（同90億円）となっています。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、83億円（同70億円）。うち特別調査・一般調査によるものは79億円（同66億円）、着眼調査によるものは4億円（同4億円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、180万円（同173万円）となっています。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、19億円（同20億円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

区 分 項 目	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
	特別・一般		着眼		計						
		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数 件	3,503		547		4,050		21,454		25,504		
	4,062	116.0%	531	97.1%	4,593	113.4%	19,583	91.3%	24,176	94.8%	
申告漏れ等の 非 違 件 数	2,849		422		3,271		12,466		15,737		
	3,360	117.9%	447	105.9%	3,807	116.4%	11,221	90.0%	15,028	95.5%	
追徴税額	本 税 億円	54		3		57		19		76	
		65	120.4%	3	100.0%	68	119.3%	18	94.7%	85	111.8%
	加 算 税 億円	12		0.6		13		1.1		14	
		14	116.7%	0.7	116.7%	15	115.4%	0.8	72.7%	16	114.3%
	計 億円	66		4		70		20		90	
		79	119.7%	4	100.0%	83	118.6%	19	95.0%	101	112.2%
一 件 当 た り 追 徴 税 額	本 税 万円	154		58		141		9		30	
		159	103.2%	58	100.0%	147	104.3%	9	100.0%	35	116.7%
	加 算 税 万円	35		11		32		0.5		6	
		35	100.0%	13	118.2%	33	103.1%	0.4	80.0%	7	116.7%
	計 万円	189		69		173		9		35	
		194	102.6%	71	102.9%	180	104.0%	9	100.0%	42	120.0%

(注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡税額）を含む。

Ⅱ トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

～ 1 件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の 2.1 倍～

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 富裕層に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は、808 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 389 万円に比べ、2.1 倍となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対する調査の 1 件当たりの追徴税額は 1,702 万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の 389 万円に比べ、4.4 倍となっています。
 - 令和 5 事務年度においては、1,102 件（前事務年度 1,269 件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 1 件当たりの申告漏れ所得金額は、3,311 万円（同 4,578 万円）と所得税の実地調査（特別・一般）全体の 1,837 万円（同 2,077 万円）に比べ、1.8 倍となっており、申告漏れ所得金額の総額は、365 億円（同 581 億円）に上ります。
 - また、追徴税額の総額は 89 億円（同 84 億円）に上ります。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等			5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	4事務年度	5事務年度	対前年比		
調査件数 件	1,269	1,102	86.8%	9,018	
申告漏れ等の非違件数 件	1,105	940	85.1%	8,011	
申告漏れ所得金額 億円	581	365	62.8%	1,656	
追徴税額 億円	84	89	106.0%	351	
1件当たり	申告漏れ所得金額 万円	4,578	3,311	72.3%	1,837
	追徴税額 万円	659	808	122.6%	389

○ 海外投資等を行った富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等			5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	4事務年度	5事務年度	対前年比		
調査件数 件	311	271	87.1%	9,018	
申告漏れ等の非違件数 件	281	241	85.8%	8,011	
申告漏れ所得金額 億円	375	173	46.1%	1,656	
追徴税額 億円	42	46	109.5%	351	
1件当たり	申告漏れ所得金額 万円	12,052	6,398	53.1%	1,837
	追徴税額 万円	1,362	1,702	125.0%	389

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

～ 1 件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の 2.1 倍～

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 海外投資等を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は、814万円となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の389万円に比べ、2.1倍となっています。

- 令和5事務年度においては、1,178件（前事務年度1,391件）実地調査（特別・一般）を実施し、申告漏れ所得金額の総額は387億円（同667億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は96億円（同109億円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目	事務年度等		対前年比	5事務年度 実地調査 （特別・一般）全体	
	4事務年度	5事務年度			
調査件数	1,391	1,178	84.7%	9,018	
申告漏れ等の非違件数	1,268	1,082	85.3%	8,011	
申告漏れ所得金額	667	387	58.0%	1,656	
追徴税額	109	96	88.1%	351	
1件当たり	申告漏れ所得金額	4,794	3,285	68.5%	1,837
	追徴税額	782	814	104.1%	389

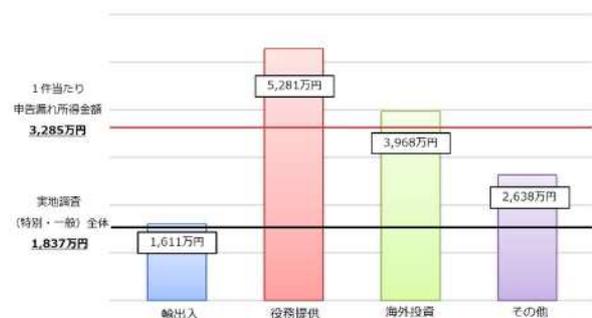
○ 取引区分別の調査の状況



（注）（ ）内の数値は構成比

- 1 「輸 入」：事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 2 「役務提供」：工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 「海外投資」：海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 4 「そ の 他」：海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

【1件当たりの申告漏れ所得金額】



3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

～暗号資産等取引の1件当たり追徴税額は所得税の実地調査（特別・一般）全体の2.2倍～

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。
- 暗号資産等取引を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は837万円と、所得税の実地調査（特別・一般）全体の389万円に比べ、2.2倍となっています。

<シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、318件（前事務年度348件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,701万円（同1,781万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は54億円（同62億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は371万円（同351万円）となっています。また、追徴税額の総額は12億円（同12億円）に上ります。

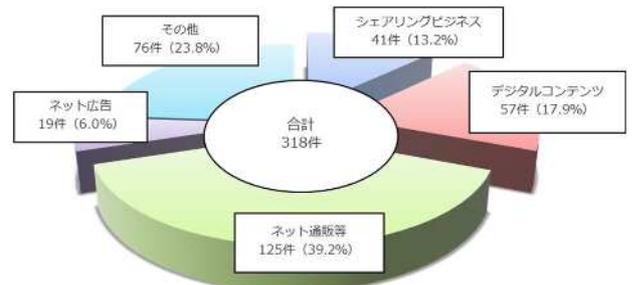
<暗号資産（仮想通貨）等取引を行っている個人に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、158件（前事務年度165件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,176万円（同4,265万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は50億円（同70億円）に上ります。
- また、追徴税額の総額は13億円（同21億円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等			5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	4事務年度	5事務年度	対前年比	
調査件数	348	318	91.4%	9,018
申告漏れ等の非違件数	301	283	94.0%	8,011
申告漏れ所得金額	62	54	87.1%	1,656
追徴税額	12	12	100.0%	351
一件当たり 申告漏れ 所得金額	1,781	1,701	95.5%	1,837
一件当たり 追徴税額	351	371	105.7%	389

【取引区分別の調査状況】



（注） 〈 〉 内の数値は構成比

○ 暗号資産（仮想通貨）等取引（調査状況）

項目	事務年度等			5事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	4事務年度	5事務年度	対前年比	
調査件数	165	158	95.8%	9,018
申告漏れ等の非違件数	151	150	99.3%	8,011
申告漏れ所得金額	70	50	71.4%	1,656
追徴税額	21	13	61.9%	351
一件当たり 申告漏れ 所得金額	4,265	3,176	74.5%	1,837
一件当たり 追徴税額	1,272	837	65.8%	389

（参考）：主な取引例

- 1 シェアリングビジネス・・・民泊、カーシェアリング、クラウドソーシング、配達代行業など
- 2 デジタルコンテンツ・・・アプリ作成・配信、有料メルマガなど
- 3 ネット通販等・・・ネット通販、ネットオークション、ドロップシッピングなど
- 4 ネット広告・・・アフィリエイトなど
- 5 その他・・・1～4に該当しない経済活動に該当する取引

4 無申告者に対する調査状況

～消費税の追徴税額の総額及び1件当たり追徴税額は過去最高～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。
- 消費税無申告者への消費税の追徴税額の総額は過去最高の50億円に上ります。また、1件当たりの追徴税額も320万円と過去最高となっています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、1,242件（前事務年度1,227件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,466万円（同3,510万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1,837万円（同2,077万円）に比べ、1.9倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は430億円（同431億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は559万円（同511万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の389万円（同366万円）の1.4倍となっています。また、追徴税額の総額は69億円（同63億円）に上ります。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、1,564件（同1,368件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は過去最高だった昨年をさらに上回り320万円（同317万円）となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の194万円（同189万円）に比べ、1.6倍となっています。また、追徴税額の総額も過去最高の50億円（同43億円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

<所得税>

項目	事務年度等		対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	4事務年度	5事務年度		
調査件数 件	1,227	1,242	101.2%	9,018
申告漏れ所得金額 億円	431	430	99.8%	1,656
追徴税額 億円	63	69	109.5%	351
1件当たり 申告漏れ所得金額 万円	3,510	3,466	98.7%	1,837
1件当たり 追徴税額 万円	511	559	109.4%	389

<消費税>

項目	事務年度等		対前年比	5事務年度 実地調査 (特別・一般)全体
	4事務年度	5事務年度		
調査件数 件	1,368	1,564	114.3%	4,062
追徴税額 億円	43	50	116.3%	79
1件当たり 追徴税額 万円	317	320	100.9%	194

5 消費税の還付申告者に対する調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

<消費税の還付申告者に対する調査状況>

- 令和5事務年度においては、161件（前事務年度246件）実地調査を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は352万円（同134万円）となっています。また、追徴税額の総額は6億円（同3億円）に上ります。

○ 消費税の還付申告者に対する調査の状況

項目	事務年度等		4事務年度	5事務年度	対前年比
調査件数	件		246	161	65.4%
申告漏れ等の非違件数	件		151	109	72.2%
追徴税額	億円		3	6	200.0%
1件当たりの追徴税額	万円		134	352	262.7%

- (注) 1 令和5事務年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和5事務年度に実地調査行った計数である。
- 2 令和4事務年度は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和4事務年度に実地調査行った計数である。
- 3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

6 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、特に厳格な審査・調査を実施しています。
- また、急増する不正還付申告に厳格に対応すべく、警察当局との連携も強め、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、必要に応じて刑事責任追及のための対応を行うことで、適正・公平な課税の実現に努めています。

(注) 各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴き、実地で調査を行うなどにより確認を行っております。

<所得税の不正還付申告書の課税処理の状況>

- 令和5事務年度においては、182件（前事務年度240件）課税処理しました。
 - 1件当たりの追徴税額は207万円（同117万円）となっています。
- また、追徴税額の総額は4億円（同3億円）に上ります。

○ 所得税の不正還付申告書の課税処理の状況

項目	事務年度等	4事務年度	5事務年度	対前年比
調査件数	件	240	182	75.8%
追徴税額	億円	3	4	133.3%
1件当たりの追徴税額	万円	117	207	176.9%

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	前年の 順位
		万円	万円	
1	経営コンサルタント	4,502	1,586	3
2	ホステス、ホスト	4,247	619	-
3	漫 画 家	3,759	633	-
4	キ ャ バ ク ラ	3,243	753	2
5	コ ン テ ン ツ 配 信	3,213	703	5
6	西 洋 料 理 店	2,958	626	-
7	弁 護 士	2,513	672	-
8	生 命 保 険 外 交 員	1,973	436	-
9	太 陽 光 発 電	1,878	390	1
10	製 図 設 計 士	1,792	379	15

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	平成26事務年度		平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	風俗業	3,135	キャバレー	3,174	風俗業	2,211	キャバレー	2,283	美術こつとう品	3,908
2	型枠工事	1,043	情報サービス	1,595	キャバレー	1,807	風俗業	2,170	保険代理業	2,419
3	情報サービス	983	司法書士、行政書士	1,374	生命保険外交員	1,364	漫画家	1,995	学習塾経営	2,340
4	土木工事	982	鉄骨、鉄筋工事	1,342	プログラマー	1,245	スタンドパー	1,655	キヤバクラ	2,269
5	写真家	958	型枠工事	1,334	防水工事	1,179	宅配	1,575	経コンサルタント	2,269

	令和元事務年度		令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度		令和5事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	経コンサルタント	5,168	経コンサルタント	2,400	シエンジニア	2,572	太陽光発電	2,572	経営コンサルタント	4,502
2	太陽光発電	3,921	商デザイナ	1,878	商工業デザイナー	2,193	キヤバクラ	2,193	ホステス、ホスト	4,247
3	キヤバクラ	3,056	冷房設備	1,635	経コンサルタント	2,160	経営コンサルタント	2,160	漫画家	3,759
4	眼科医	2,126	シエンジニア	1,633	電気配線工事	1,873	鉄骨、鉄筋工事	1,873	キヤバクラ	3,243
5	映画、テレビ等俳優	1,799	水道衛生工事	1,424	弁護士	1,746	コンテナツッ配信	1,746	コンテナツッ配信	3,213

(注) 1 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。
 2 平成30事務年度4位の「キャバクラ」は、平成28事務年度まで「キャバレー」として業種管理していたが、業種に合わせて管理を細分化したことに伴い、初出したもの。
 3 平成30事務年度5位の「経営コンサルタント」は、平成28事務年度までその他経営サービスとして業種管理していたが、業種に合わせて管理を細分化したことに伴い、初出したもの。
 4 令和元事務年度2位の「太陽光発電」は、平成28事務年度までその他の製造業として業種管理していたが、業種に合わせて管理を細分化したことに伴い、初出したもの。
 5 令和2事務年度4位の「システムエンジニア」は、平成28事務年度までその他技術サービスなどとして業種管理していたが、業種に合わせて管理を細分化したことに伴い、初出したもの。